



市章

大津市公報

令和5年5月31日
号外(第33号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 議会議長告示

- 3 大津市議会議員の通称等の使用に関する規程…………… 1

議会議長告示

大津市議会議長告示第3号

大津市議会議員の通称等の使用に関する規程を次のように定める。

令和5年5月31日

大津市議会議長 竹内 基 二

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会議員（大津市議会議員の選挙における当選人を含む。以下「議員」という。）の通称等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 通称 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称をいう。
- 旧姓 婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた場合における婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。
- 通称等 通称又は旧姓をいう。

(通称等の使用)

第3条 議員は、あらかじめ議長の承認を得て、在任中、通称等を使用することができる。ただし、次に掲げる書類等については、この限りでない。

- 議員の履歴に関する書類
- 在職証明書その他の証明書
- 大津市議会会議規程（平成26年議会議長告示第1号）第50条第1項の辞表
- 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類
- 源泉徴収票
- 市議会議員共済会に対する報告等に関する書類
- 叙位及び叙勲の申請に関する書類
- 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用により実務上の支障が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(使用承認の申請手続)

第4条 通称等を使用しようとする議員は、通称等使用承認申請書（様式第1号）により議長に申請しなければならない。

(使用承認の可否の決定等)

第5条 議長は、前条の規定による申請があったときは、当該通称等の使用について承認の可否を決定し、その結果を通称等使用承認通知書（様式第2号）又は通称等使用不承認通知書（様式第3号）により当該議員に通知するものとする。

(中止の届出)

第6条 議長の承認を受けて通称等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書（様式第4号）を議長に提出しなければならない。

(責務)

第7条 通称等を使用する議員は、その使用に当たり、常に住民等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。

(議長及び副議長の選挙が行われていないときの取扱い)

第8条 議員が第4条の規定による申請を行おうとする場合において、議長及び副議長の選挙が行われていないときは、議会局長が議長の職務を行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

通称等使用承認申請書

(宛先)

大津市議会議長

大津市議会議員

通称等を使用したいので、大津市議会議員の通称等の使用に関する規程第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用する通称等の区分 通称 ・ 旧姓

2 使用する通称等

ふりがな	
通称等	

3 戸籍上の氏名

ふりがな	
戸籍上の氏名	

4 通称等の使用を開始する日 年 月 日

※ 通称の使用を申請する場合にあっては公職選挙法施行令第89条第 5 項において準用する同令第88条第 8 項の規定により認定を受けた通称であることを確認することができる書類 (認定書の写し、選挙公報等) を、旧姓の使用を申請する場合にあっては旧姓を確認することができる書類 (戸籍謄本等) を添付してください。

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

通称等使用承認通知書

様

大津市議会議長

年 月 日付けで申請のありました通称等の使用については、下記のとおり承認することに決定しましたので、大津市議会議員の通称等の使用に関する規程第5条の規定に基づき通知します。

記

1 承認する通称等

ふりがな	
通称等	

2 通称等の使用を開始する日 年 月 日

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

通称等使用不承認通知書

様

大津市議会議長

年 月 日付けで申請のありました通称等の使用については、下記のとおり承認しないことに決定しましたので、大津市議会議員の通称等の使用に関する規程第5条の規定に基づき通知します。

記

不承認とする理由

様式第 4 号 (第 6 条関係)

年 月 日

通称等使用中止届出書

(宛先)

大津市議会議長

大津市議会議員

通称等の使用を中止したいので、大津市議会議員の通称等の使用に関する規程第 6 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 使用を中止する通称等

ふりがな	
通称等	

2 戸籍上の氏名

ふりがな	
戸籍上の氏名	

3 通称等の使用を中止する日 年 月 日